

地域防災計画の修正に対する意見及び市の考え方

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年12月25日(月)～1月29日(月)
- 2 意見提出者数(意見の述べ件数) 1人(9件)
- 3 提出された意見の概要と市の考え方

ご意見	市の考え方
<p>● 第27節「……加えて指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする」について</p> <p>○ 「再生可能エネルギーの活用」の内容記載が皆無であり、「再生可能エネルギー」が何かも示されていない。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入については、東日本大震災及び原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫などを背景として、災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりを目的とするものであります。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備については、太陽光、風力、小水力、地中熱、バイオマス資源などの再生可能エネルギーや、蓄電池等導入事業などを想定しておりますが、記載内容については、秋田県地域防災計画との整合性を図ったものであります。</p>
<p>○ 資料編の4-16 に三菱自動車と市が「災害時における電動車両等」の協定を結んでいる（令和3年3月19日）が再生可能エネルギーの活用とはこの電動車両を差すのか。</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備については、太陽光、風力、小水力、地中熱、バイオマス資源などの再生可能エネルギーや、蓄電池等導入事業などを想定しております。</p> <p>災害時における電動車両に関する協定については、燃料が不要な電動車両を貸与いただくことにより、災害時の移動手段をカバーするものであります。</p>

ご意見	市の考え方
<p>○ 備蓄計画（P181）には、自家発電機 26 台はあるが、電動車両の記載はないが、当てにしていけないということか。</p>	<p>備蓄計画に定める自家発電機は、被害想定に基づいて算出した市と県が最低限備蓄すべき量としております。</p>
<p>○ 電動車両の電源を再生可能エネルギーの風力と想定していると考えますが、風力は不安定電源なので、緊急時でもある災害発生時には不適切ではないか。風車の倒壊などで使用出来ないことも考えられる。</p>	<p>再生可能エネルギーは、あくまで電力を補完するものでありますが、電力が途絶するような場面では、蓄電池なども併用することで一定の電力を確保できると考えております。</p>
<p>○ 実際には「役に立たない可能性がある不確実なもの」を修正事項にまでして、「市民の命と財産を守ることを目的」とする防災計画に盛り込むことは大問題ではないか。</p>	<p>再生可能エネルギーは、あくまで電力を補完するものでありますが、電力が途絶するような場面では、蓄電池なども併用することで一定の電力を確保できると考えております。</p>
<p>○ 市が市民へ「災害時に再生可能エネルギーが活躍する」との宣伝効果を目的とするので、あれば問題ではないか。</p>	<p>東日本大震災及び原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫などを背景として、災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題であることから、防災拠点等への再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電施設の整備に努めるものです。</p>

ご意見	市の考え方
<p>● 本市では多くの風車が建設され、洋上にも巨大風車群建設の計画が進められている。既に事故が発生しているが、対応も不可能で、体制もできていないことが判明した。今後も陸上・洋上の双方に重大な事故が懸念されるが、風車を予防計画の対象としていない。「(第9節) 危険物施設等」等に新たに風車の項目を設けるべきでないか。</p> <p>過去の風車事故事例と洋上では予測される問題を挙げる。</p> <p>○西目風車火災事故 (2020/12)</p> <p>夏場であれば森林火災の可能性があった。破片が広範囲に飛散した。火災通報に不備があり、初動体制の遅れがあった。しかし、本市所属の消防車両のホースは風車にとどかなかった。</p> <p>○本荘マリーナ風車の落雷事故 (2018/2/17)</p> <p>破片が広範囲に飛散したが、幸いに人的被害はなかった。風車への落雷事故は多くあり、先に撤去された岩城道の駅風車でも複数回あった。</p> <p>○洋上風車では火災、落雷、強風による破損・破壊が予測されるが、対応は陸上以上に難しい。</p> <p>○海域地震に「想定外をつくらない」という考えで (P42) 望むとあるが、巨大洋上風車群の存在を想定に入れると、東日本大震災の例から、「浸水」のみの被害では済まされず、津波などにより、倒壊した巨大洋上風車群による二次災害の可能性があるのではないか。</p> <p>(P28～P42 地震・津波被害)</p> <p>○能代港洋上風車油流出事故 (2023)</p> <p>海洋汚染、海洋動物への影響は確実であり、火災発生も想定される。</p>	<p>地域防災計画で定める危険物は、消防法上の危険物（石油類等発火性、引火性のあるもの）を想定しておりますので、風車を危険物施設の項目に規定することは、考えておりません。</p>

ご意見	市の考え方
<p>● 「募集趣旨」「土砂災害 土砂災害警戒区域指定 (P106、P109、P111)」</p> <p>本防災計画はパブコメ「募集趣旨」に「今回の修正は令和3年7月に発生した静岡県熱海市での土砂災害における教訓などを踏まえ」たものとあるが、該当地には、ソーラーが多数設置され、それが土砂災害を誘発したのではなかったかと記憶している。</p> <p>近年、全国的にソーラーや風車建設が推進され、そのため山頂や尾根筋でのすさまじい森林などの破壊があり、土砂災害が誘発されているのではないかとの報告が数多くなされている。</p> <p>本市における風車設置率は全県一であり、災害の危険性も増すことになるが、本防災計画では風車を想定していない。風車建設は多大な自然破壊を伴うことを認識し、予防のためにも早急に組み入れるべきではないか。</p> <p>○ 市は土砂災害を招くとして「切り土、盛り土、掘削、立木竹の伐採等の行為を行わないように指導している (P106)」が、風車建設に伴う破壊はこの比ではない。</p> <p>○ 県は「土砂災害により住民に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域に指定し、市長に通する」とある (p111)</p> <p>この指定は住民保護のために強力な手段であると認識する。この指定は風車建設に当たっても重視されるべきである。しかし、市は(県も)「土砂災害警戒区域指定」下にある、岩城道川地域への風車建設計画の事業区域が「土砂災害警戒区域指定」に重なっているにもかかわらず、事業者に対して「指導をすることはしない」と言っている。</p> <p>風車を本防災計画の対象にし、このような自体を論議して頂きたい。</p>	<p>地域防災計画は、災害基本法に基づき、市の防災会議が作成する総合的な防災計画であり、その内容については、国の防災基本計画や県の地域防災計画との整合性を図りながら、地域特性を反映し、作成しております。</p> <p>風車につきましては、電気事業法など関係法令に適合したものでありますので、現在のところ、市が風車を危険物施設として取り扱うことはありません。</p> <p>なお、静岡県熱海市の土石流災害を受けた修正につきましては、安否不明者の氏名の公表に向けた手続き等の整理等を規定するものであります。</p>

ご意見	市の考え方
<p>● 市は事業者への対応で、市は市民の側に立つのか、事業者側にたつのかを迫られることも多いと思う。</p> <p>市が防災計画の目的は、市民の生命と財産を守ることであるとの認識で「計画の実現に向けて市民と行政が一体となって取り組む (P11)」との姿勢であれば自ずとその立ち位置は決まってくるものと理解する。</p> <p>市に「この責務を認識し実行しようとの気概」を持ってもらいたい。そうでなければ、防災計画などは「絵に描いた餅」になるだろうから。</p>	<p>市では、地震、風水害、火山噴火などさまざまな災害への総合的な防災対策として、地域防災計画を定めており、毎年、見直しを重ねながら、必要に応じて修正を進め、防災体制の整備に万全を期しております。</p> <p>近年、災害は、激甚化、頻発化の傾向にありますので、市民の生命、身体、財産を守るため、引き続き、広報紙やホームページなどを通じ防災意識の高揚を図りながら、市民の皆さんとともに災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。</p>